

事業の概要

- ✓ 内閣府は、2道県に対して原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を交付
- ✓ 2道県は、交付金により、原子力災害に係る緊急時モニタリング体制を整備することを目的として、空間放射線量率を常時測定して伝送する機能を有する簡易型電子線量計 計79台等を整備
- ✓ 電子線量計は、電気事業者の電線路から架空引込線により直接又は中継用ポールを介して商用電源を引き込むための受電用ポール（中継用ポールと併せて「引込柱」）と、受電用ポールに固定された空間放射線量率を測定するための検出器、データ伝送装置等で構成
- ✓ 放射線の量を計測する設備等の整備に当たっては、地震等の自然災害への頑健性を配慮しなければならない（原子力災害対策指針）

検査の結果

- ✓ 電子線量計の引込柱として用いられた部材は、3ヶ月程度の短い期間に限って設置し、その後撤去される臨時施設専用のポールであり、常時施設用として使用しないものであった
- ✓ 受注者が2道県に提出していた強度計算書を確認したところ、引込柱の基礎の安定計算が行われていなかった
- ✓ 引込柱計81本（受電用ポール79本と中継用ポール2本）について、電気事業者が電線路の支持物に係る設計を行う際に広く使用されている配電規程等を用いて、基礎の安定計算を行ったところ、全ての引込柱において、配電規程等により必要とされている安全率を下回っていた
- ✓ 整備した電子線量計等が、長期間の使用に耐えられるように設置することなどの仕様書に示された内容を満たしておらず、空間放射線量率を測定できなくなるなどのおそれ

発生原因

- ✓ 受注者が電子線量計等を仕様書に基づいて適切に整備していなかったのに、検査が十分でなかったことなど

3.簡易型電子線量計等の整備（不当事項）

原子力災害対策指針によれば
放射線の量を計測する設備等の整備に当たっては、地震等の自然災害への頑健性を配慮しなければならない

また、仕様書によると

- ✓ 強風等にも長期間耐えられるように、
- ✓ 引込柱が倒れることのないよう対策を施し、
設置するなど記載されている



引込柱

問題点①

❗ 臨時施設専用のポールが使用されていた

臨時施設：3か月程度の短い期間に限って設置し、その後撤去するもの
⇒腐食による倒壊等の原因になるため、本件のような常時施設には使用しない

基礎部分

問題点②

❗ 配電規程等で必要とされる安全率を下回っていた

強度計算書を確認したところ、基礎の安定計算が行われていなかった
⇒風圧荷重等が加わった状態での安定計算を行ったところ、
81本全ての引込柱において、配電規程等で必要とされている安全率を下回っていた

以上のことから、整備した電子線量計等が仕様書に示された内容を満たしていない

空間放射線量率を測定できなくなるなどのおそれのある状態
となっていて、補助の目的を達していない

電子線量計